平成２６年（フ）第４２６８号
大阪府八尾市荘内町２丁目２番31―606号
債務者　髙時　千鶴
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３２９号
大阪市都島区都島本通５丁目10番28―203号、前住所大阪市都島区大東町３丁目３番22―704号
債務者　上吹越千秋
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３５５号
大阪市生野区田島２丁目６番26号
債務者　阪本　憲昭
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３６０号
大阪市東淀川区井高野２丁目４番８―403号
債務者　赤木　智子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３７３号
大阪市此花区高見２丁目３番22号、前住所大阪市此花区朝日２丁目13番６号203
債務者　仲谷　美保
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４１９号
大阪市住之江区安立１丁目２番９号ゆずりは201、前住所大阪市西成区南津守４丁目１番22―801号
債務者　西本　良和
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５０５号
大阪府寝屋川市香里西之町９番20―209号
債務者　武下　長光
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５３０号
大阪市生野区田島６丁目６番22号
債務者　大山　　愛
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６９４号
大阪府高槻市登町21番Ｂ36―405号
債務者　檜物　和子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６９８号
大阪府豊中市岡町北２丁目12番20号
債務者　古島とき子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７２８号
大阪市淀川区塚本４丁目16番58号
債務者　谷本　佳亮
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７４３号
大阪府寝屋川市高倉２丁目１番７号
債務者　林順子こと　權　　玉順
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８８７号
大阪府東大阪市横小路町３丁目３番26号　レオパレスサンガ209号
債務者　井上　昭一
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９３２号
大阪市西成区天下茶屋３丁目24番22号　サンライズ天下茶屋305号、前住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号
債務者　宮本　洋幸（旧姓若井）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９５６号
大阪市西区九条１丁目４番16号603、前住所大阪市西区本田１丁目３番28―907号
債務者　藪本　保則
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９６６号
大阪府守口市大庭町１丁目６番12号
債務者　苑田美佐子（旧姓牛垣）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１５号
香川県高松市伏石町1408番地14
債務者　上原　理克
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係